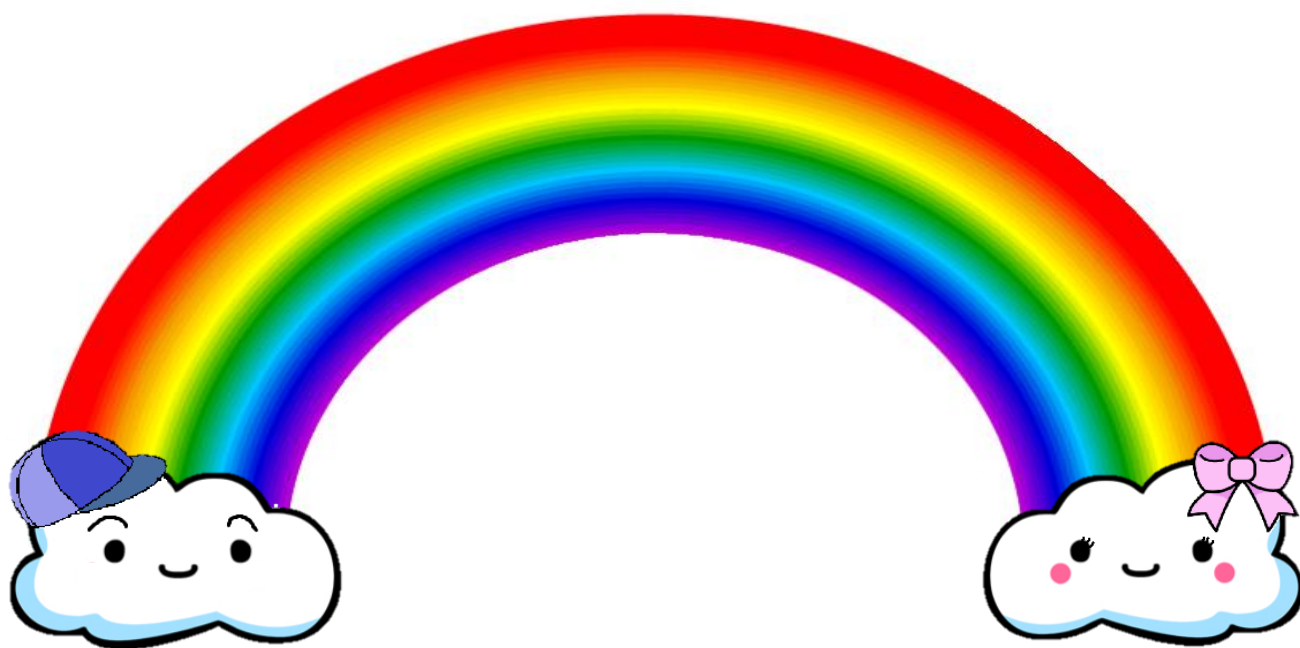


令和8年度

りんくるみやぎ教育相談

実施要項

重要



宮城県総合教育センター
相談支援部
相談支援班・発達支援班
りんくるみやぎ

目次

りんくるみやぎ教育相談実施要項	1
「りんくるみやぎ」リーフレット	2
【児童生徒支援教育相談】	
児童生徒支援教育相談実施要項	4
児童生徒支援電話相談実施計画	5
児童生徒支援来所相談実施計画	6
【発達支援教育相談】	
発達支援教育相談実施要項	7
発達支援電話教育相談実施計画	9
発達支援来所教育相談実施計画	10
発達支援定期巡回教育相談実施計画	12
発達支援定期巡回教育相談会場・日時	13
発達支援要請教育相談実施計画	14
発達支援教育相談申込カード（様式1-1）	15
発達支援教育相談（心理検査）申込カード（様式1-2）	16
発達支援要請教育相談について（依頼）（様式2-1）	17

りんくるみやぎ教育相談実施要項

1 目的

幼児児童生徒及びその保護者並びに教職員や学校を対象とし、幼児児童生徒の様々な悩みや困難への対応等に係る教育相談を実施し、支援を行います。

2 方針

教育相談の視点から、相談者の思いに寄り添い、相談者が抱える課題への適切な対応のための支援の充実を目指します。

3 りんくるみやぎ教育相談について

(1) 児童生徒支援教育相談

学校に登校していない児童生徒、諸課題（いじめ、対人関係、進路の悩みなど）がある児童生徒及びその保護者並びに教職員等に対し、専門的及び総合的な教育相談を行うことについて、以下の教育相談業務を行います。

- ・ 電話相談：月～金 9：00～16：00 相談担当：教育相談・連携支援員、指導主事
- ・ 来所相談：火～木 10：00～16：00 相談担当：教育相談心理相談員（公認心理師）

(2) 発達支援教育相談

特別支援教育を主として、障害及び発達の遅れや偏りがあると思われる幼児児童生徒及びその保護者並びに教職員等に対し、障害等の実態に応じた教育に関することについて、以下の教育相談業務を行います。

- ・ 電話教育相談：月～金 9：00～16：00 相談担当：相談支援員、指導主事
- ・ 来所教育相談：月～金 9：30～15：00 相談担当：専門相談員（公認心理師）、指導主事
- ・ 定期巡回教育相談：各地域（県内8か所） 相談担当：指導主事
- ・ 要請教育相談 相談担当：指導主事

令和8年度 りんくるみやぎ

- 「りんくるみやぎ」(愛称)
- リンク (結ぶ・つながる) + ルーム (相談室)
 - りん (電話相談) + くる (来所相談)

心配なこと、困っていること話してみませんか。
公認心理師、社会福祉士、指導主事などの相談員がお話を伺います。



子供の相談・登校相談

TEL 022-784-3567

電話相談

相談時間：月～金 9:00～16:00

対象：宮城県内の児童生徒、保護者、
教職員、教育委員会（仙台市を除く）等

<例えば、どんなことを相談できるの？>

- ・学習や進路、友人関係で悩んでいる
- ・登校していない子供への対応について相談したい
- ・学校に行きたいのに、行くことができない など

来所相談【要予約】

相談時間：火～木 10:00～12:00/13:00～16:00

(予約・問合せ 月～金 9:00～16:00 ※保護者から申込み)

対象：宮城県内の児童生徒、保護者、教職員 等
(仙台市立小中学校に在籍の方は電話相談の対応となります)

内容：公認心理師による登校に関する悩み等についての
面接相談

【保護者と本人が、同じ時間に別室で
相談(並行面接)することも可能】

<例えば、どんなことを相談できるの？>

- ・登校等について、学校以外の場所で相談したい
- ・学校に行きたいのに、行くことができない など

発達支援教育相談

TEL 022-784-3565

電話教育相談

相談時間：月～金 9:00～16:00

対象：宮城県内の幼児児童生徒、保護者、教職員 等

<例えば、どんなことを相談できるの？>

- ・学習の理解や定着等に偏りがある
- ・集団にうまく参加できない
- ・落ち着きがなく集中できない など

来所教育相談【要予約】

相談時間：月～金 9:30～11:00/13:30～15:00

(予約・問合せ 月～金 9:00～16:00 ※保護者から申込み)

対象：宮城県内の幼児児童生徒、保護者、教職員 等
(仙台市にお住まいの方は電話相談の対応となります)

内容：指導主事による障害及び発達の遅れや偏り等に関
する教育相談。本人・保護者・学校の先生に来所
していただきます。来所相談の上、必要に応じて
公認心理師による心理検査を行います。

※以下のことはお受けできません

- ・心理検査のみのご希望
- ・教育上の手続き(特別支援学級入級・通級指導教室
利用)のためのご予約



発達支援定期巡回教育相談【要予約】 ※保護者から申込み

県内8会場で定期的に指導主事による教育相談を実施しています。
開催日等の詳細は、裏面をご覧ください。(予約・問合せ:022-784-3565)

来所相談を希望される
場合は予約が必要です。
まずはお電話ください。

発達支援要請教育相談【要予約】 ※保育所、幼稚園、学校、教育委員会から申込み

発達支援来所教育相談や発達支援定期巡回教育相談を受けている方を対象に、要請先に
指導主事が訪問し教育相談を実施します。(予約・問合せ:022-784-3565)

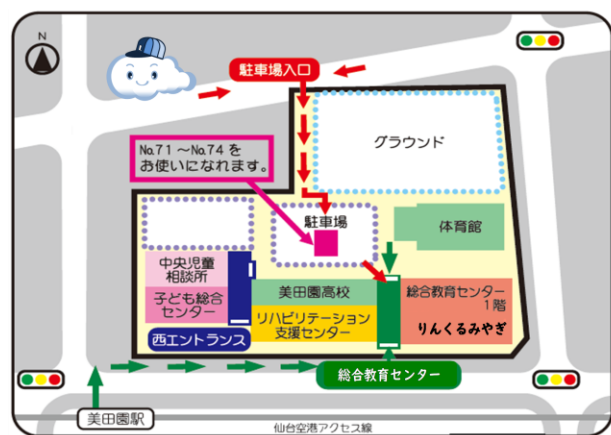
※相談の秘密は守ります。ただし、相談者の身体や命に危険があると判断した
ときは、相談者の安全を確保するため、相談内容などを関係機関と共有し、
対応することもあります。
※相談対象以外の方には相談内容に応じて、より適切な教育機関におつなぎ
いたします。



令和8年度 発達支援定期巡回教育相談会場・日時

教育事務所	会場	相談日	時間	
大河原教育事務所	大河原合同庁舎	6月16日(火) 9月9日(水)	(1) 10:30 }	
		11月4日(水) 1月26日(火)		
仙台教育事務所	塩竈市公民館	6月23日(火) 8月25日(火)		
		10月6日(火) 12月8日(火)		
		利府町 総合体育館		5月28日(木) 7月21日(火)
		9月25日(金) 11月17日(火)		11:50
		2月10日(水)		
北部教育事務所	大崎合同庁舎	5月19日(火) 7月14日(火)		(2) 13:10 }
		9月15日(火) 11月10日(火)		
		1月19日(火) 2月24日(水)		
	栗原市 教育研究センター	6月9日(火) 8月5日(水)		
		12月2日(水)		
東部教育事務所	石巻市 稲井公民館	5月12日(火) 6月2日(火)	(3) 14:40 }	
		7月7日(火) 8月3日(月)		
		9月1日(火) 9月29日(火)		
		10月26日(月) 11月26日(木)		
		1月12日(火) 2月2日(火)		
	登米合同庁舎	6月29日(月) 10月13日(火)		16:00
		12月15日(火)		
気仙沼教育事務所	南三陸町 生涯学習センター	8月18日(火) 10月20日(火)		
		2月16日(火)		

案内図



りんくるみやぎ (〒981-1217 宮城県名取市美田園二丁目1番4号) は、まなウェルみやぎ内「宮城県総合教育センター」1階です。総合教育センター入口よりお入りください。

【鉄道でお越しの際は】

- JR 仙台駅から仙台空港アクセス線で約20分
- 美田園駅下車 徒歩約5分

【お車でお越しの際は】

- 仙台東部道路
- 名取 IC から約10分
- 名取中央スマート IC から約10分



児童生徒支援教育相談

児童生徒支援教育相談実施要項

1 目的

児童生徒が抱える多様で複合的な課題に対し教育相談を実施し、児童生徒の健全な成長とよりよい教育環境の整備に貢献することを目的とします。

2 方針

- (1) 学校に登校していない児童生徒、いじめ、対人関係など、児童生徒や保護者、教職員等が抱える多様な課題を的確に把握し、専門的及び総合的な教育相談を行います。
- (2) 電話相談において、相談者の話を傾聴、共感しながら個々が抱える本質的な課題を受け止め、適切な情報提供も視野に入れながら相談者自身が問題解決へ進めるよう支援します。
- (3) 来所による面接相談においては、より深く個別の課題に寄り添い、解決に向けた支援を行います。

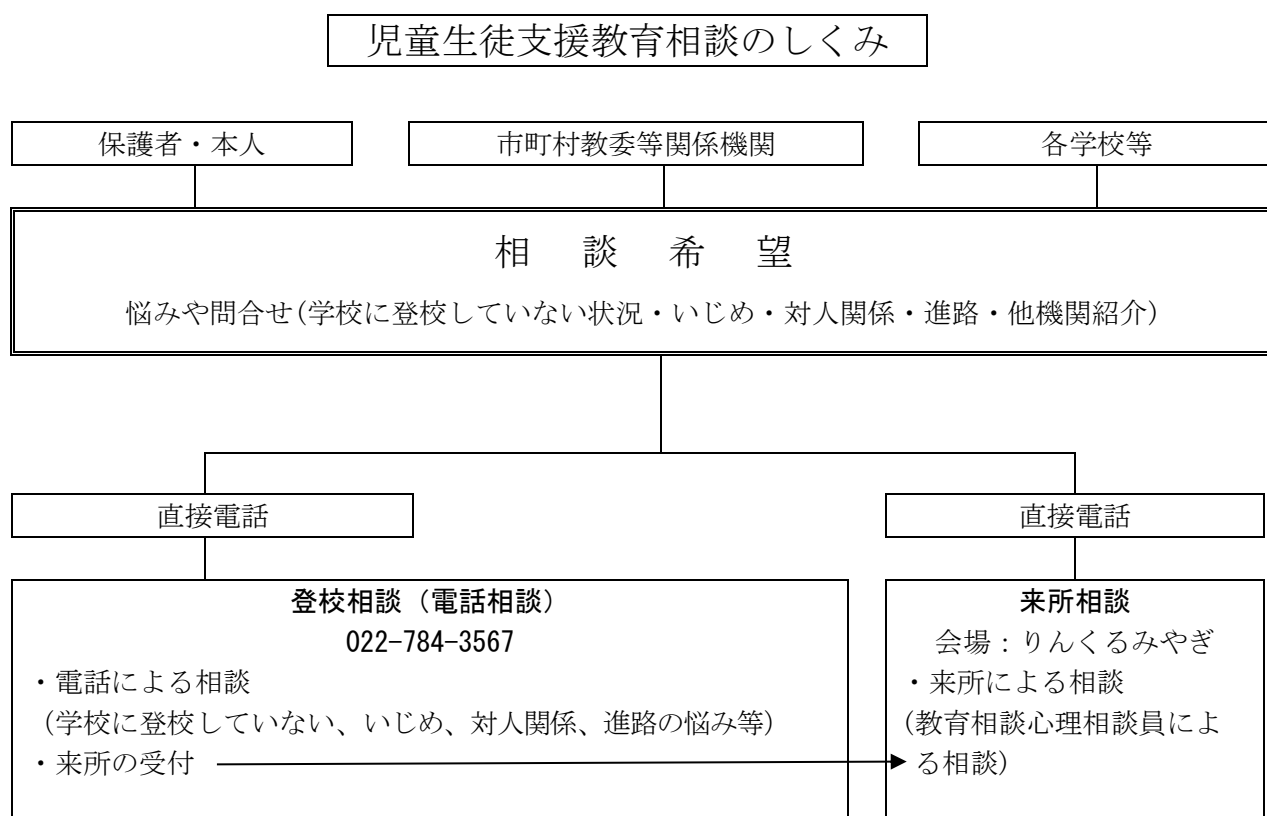
3 事業内容

(1) 電話相談

電話をかけてきた児童生徒や、その保護者及び教職員等に対し、教育相談・連携支援員又は教育相談心理相談員、常勤心理士、当センター指導主事が、悩み等について、電話による相談を行います。

(2) 来所相談

教育相談心理相談員が、児童生徒やその保護者及び教職員等に対し、主に登校していない、いじめ、対人関係等に関する悩み等について、面接による相談を行います。保護者・本人が、同じ時間にそれぞれ別室で相談（並行面接）することも可能です。



令和8年度 児童生徒支援電話相談実施計画

1 内容

学校に登校していない状況やいじめ、対人関係、進路の悩み等の実態に応じた教育に関することについて電話による相談を行います。

2 対象者

下記の番号に電話をかけてきた児童生徒や、その保護者及び教職員等を対象とします。

3 相談担当者

教育相談・連携支援員又は当センター指導主事

4 相談日時

毎週月曜日～金曜日とします。ただし、休日（祝日、年末・年始）を除きます。
相談時間は午前9時から午後4時までとします。

5 実施方法

相談希望者が、直接、下記の番号に電話をします。

022-784-3567

令和8年度 児童生徒支援来所相談実施計画

1 内容

学校に登校していない状況と相談者の抱える課題について、教育相談心理相談員（公認心理師）との対面による相談を行います。

2 対象者

電話相談において、来所による面接が適切であると判断される場合や相談者が来所を希望する場合、児童生徒やその保護者及び教職員等を対象とします。

3 相談担当者

教育相談心理相談員（公認心理師）

4 相談日時

教育相談心理相談員（公認心理師）による教育相談は、次のとおりです。ただし、休日（祝日、年末・年始）を除きます。

火曜日～木曜日	<午前の部>午前10時～午前11時、午前11時～正午
	<午後の部>午後1時～午後2時、午後2時～午後3時、 午後3時～午後4時
*実施日時の調整は、電話申込の際に行います。	

5 実施方法

りんくるみやぎにおいて、相談者又はその保護者が直接面接により相談します。

6 申込方法

ア 申込方法

- (1) 児童生徒又はその保護者が、直接電話にて来所の予約を行います。相談内容等を、電話対応者が電話で聞き取り、来所日を調整の上、申込みとなります。
- (2) 来所相談の申込みは、全て子供の相談・登校相談（電話）での受付となります。
- (3) 初回来所相談の予約について
 - ・初回のみ1時間30分の設定です。

イ 申込先

「子供の相談・登校相談」 ☎022-784-3567

発達支援教育相談

発達支援教育相談実施要項

1 目的

障害及び発達の遅れや偏りが疑われる幼児児童生徒とその保護者及び教職員等を対象に教育相談を実施し、学校・家庭での指導や支援の充実を図ることにより、当該幼児児童生徒の健全な成長を促すとともに、インクルーシブ教育の視点に基づいた最適な教育環境の整備と、共生社会の実現に資する豊かな学びの保障を目的とします。

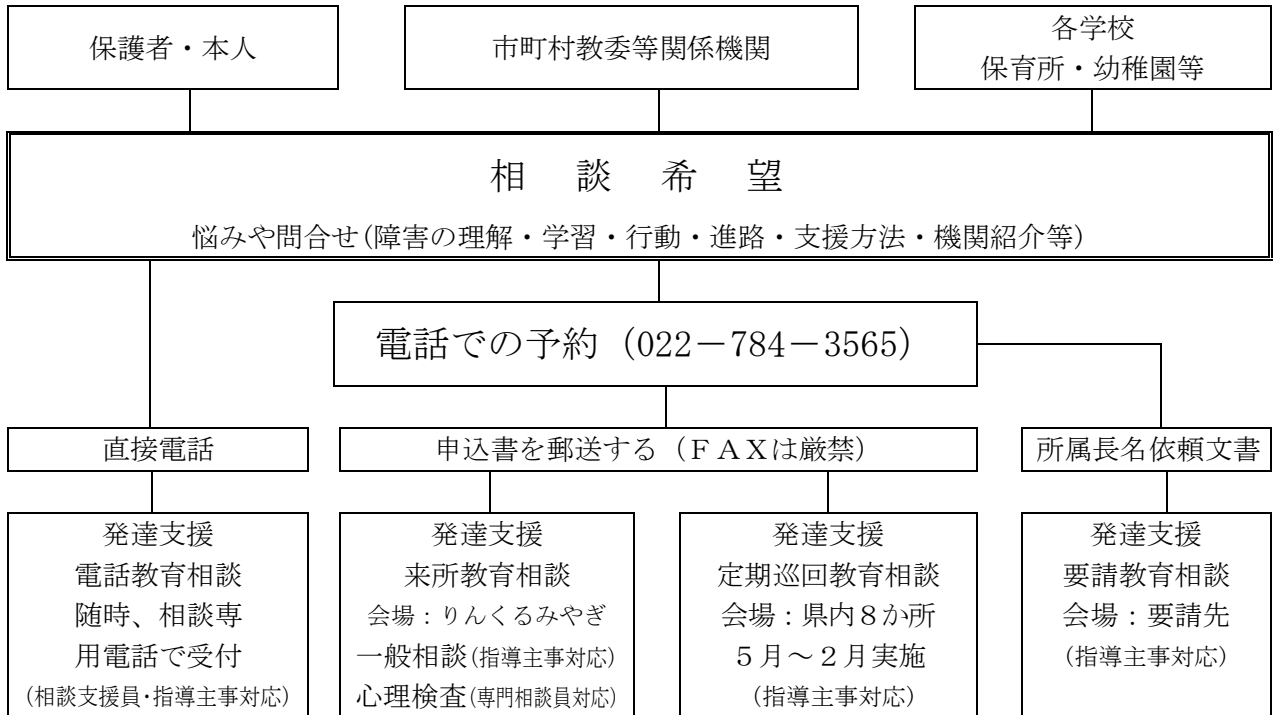
2 方針

- (1) 障害及び発達の遅れや偏りが疑われる幼児児童生徒の実態を的確に把握し、専門的及び総合的な教育相談を通して、学校（園）による指導や支援の充実と当該幼児児童生徒の学校（園）生活や社会への適応を図ります。
- (2) 来所教育相談において、専門相談員（公認心理師）との連携による教育相談を通して、多面的なアセスメントを実施し専門性を強化します。
- (3) 県内8会場において、インクルーシブ教育の視点に基づいた教育相談を通して、その推進と定着を目指します。

3 事業内容

- (1) 発達支援電話教育相談
障害及び発達の遅れや偏りが疑われる幼児児童生徒とその保護者及び教職員等を対象に、障害等の実態に応じた教育に関することについて電話による相談を行います。
- (2) 発達支援来所教育相談
障害及び発達の遅れや偏りが疑われる幼児児童生徒とその保護者及び教職員等を対象に、当センターにおいて、行動観察や聞き取り等を実施するとともに、必要に応じて専門相談員（公認心理師）による心理検査を行い、専門的、総合的に障害等の実態に応じた教育に関することについて相談を行います。
- (3) 発達支援定期巡回教育相談
県内8会場を定期的に巡回し、障害及び発達の遅れや偏りが疑われる幼児児童生徒とその保護者及び教職員等を対象に、障害等の実態に応じた教育に関することについて相談を行います。
- (4) 発達支援要請教育相談
保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校及び市町村教育委員会等の依頼により、要請先を訪問し、障害等の実態に応じた教育に関することについて相談を行います。原則として、事前に発達支援来所教育相談又は発達支援定期巡回教育相談を受けている方が対象となります。

発達支援教育相談のしくみ



令和8年度 発達支援電話教育相談実施計画

1 内容

障害等の実態に応じた教育に関することについて、電話による相談を行います。

2 対象者

障害及び発達の遅れや偏りが疑われる幼児児童生徒とその保護者及び教職員等を対象とします。

3 相談担当者

当センター指導主事又は相談支援員

4 相談日時

毎週月曜日～金曜日とします。ただし、休日（祝日、年末・年始）を除きます。
受付時間は、午前9時から午後4時までとします。

5 相談方法

相談希望者が、直接、下記の番号に電話をします。

022-784-3565

令和8年度 発達支援来所教育相談実施計画

1 内容

【一般相談】

当センターにおいて、行動観察や聞き取り等を実施した上で、障害等の実態に応じた教育に関することについて相談を行います。

【心理検査】

必要に応じて専門相談員（公認心理師）による心理検査を実施し、多面的なアセスメントを行い、専門的及び総合的に相談対応に当たります。

2 対象者

障害及び発達の遅れや偏りが疑われる幼児児童生徒と、その保護者及び教職員等を対象とします。ただし、専門相談員（公認心理師）による心理検査は、事前に発達支援来所教育相談又は発達支援定期巡回教育相談を受け、必要と判断された幼児児童生徒が対象となります。

3 相談担当者

当センター指導主事及び専門相談員（公認心理師）

4 相談日時

(1) 当センターの指導主事による一般相談は、次のとおりです。ただし、休日（祝日、年末・年始）を除きます。

月曜日～金曜日	<午前の部>午前9時30分～午前11時
	<午後の部>午後1時30分～午後3時
	*遠方からの来所等で時間調整が必要な場合は電話申込の際に申し出願います。

(2) 専門相談員（公認心理師）による心理検査は、次のとおりです。

年間57日	<午前の部>午前9時30分～午前11時
	<午後の部>午後1時30分～午後3時
	*実施日の詳細については、教育相談の際にお知らせします。

5 申込方法

(1) 申込について

原則として保護者が申し込むものとします。

申込者は、電話で予約した後、次の申込カードに必要事項を記入し、相談日の1週間前までに当センター発達支援班宛て郵送してください。

- ・当センター指導主事による一般相談：発達支援教育相談申込カード（様式1-1）
- ・専門相談員（公認心理師）による心理検査：発達支援教育相談（心理検査）申込カード（様式1-2）

なお、様式1-1、1-2は本要項P14、15のコピー、又は当センターホームページからダウンロードした様式を使用してください。

(2) 申込先

宮城県総合教育センター 相談支援部 発達支援班

〒981-1217 名取市美田園二丁目1番4号

TEL 022-784-3565（予約の受付時間は午前9時から午後4時まで）

(3) 相談日時の決定方法

当センターが相談申込者と調整して決定します。

6 心理検査について

(1) 心理検査実施の大まかな流れ

○電話での相談の仮予約

○様式1-1「発達支援教育相談申込カード」送付

1 事前の相談	来所教育相談又は定期巡回教育相談 ・教育相談 ・必要に応じて検査の提案 ・保護者の希望の確認	<参加者> 幼児児童生徒 保護者 教職員等
---------	---	--------------------------------



○電話での相談の仮予約

○様式1-2「発達支援教育相談（心理検査）申込カード」送付

2 心理検査	来所教育相談（心理検査） ・心理検査の実施	<参加者> 幼児児童生徒 保護者
--------	--------------------------	------------------------

*検査報告書作成に2か月ほど時間をいただきます。



○電話での相談の仮予約

○様式1-1「発達支援教育相談申込カード」送付

3 検査結果説明	来所教育相談又は定期巡回教育相談 ・心理検査結果の受渡し及び説明 ・教育相談	<参加者> 保護者 教職員等
----------	--	----------------------

(2) 心理検査の結果の受渡し方法

原則として、保護者からの申請に基づいて直接保護者へ手渡します。やむを得ない事情があり、来所が困難な場合は郵送します。

(3) その他

検査のみの希望や、教育上の手続き（特別支援学級入級・通級指導教室利用）のための予約は、お受けできません。

令和 8 年度 発達支援定期巡回教育相談実施計画

1 内容

県内 8 会場を定期的に巡回し、障害等の実態に応じた教育に関することについて相談を行います。

2 対象者

障害及び発達の遅れや偏りが疑われる幼児児童生徒とその保護者及び教職員等を対象とします。

3 相談担当者

当センター指導主事

4 相談日時・会場

別表 1 のとおり

5 申込方法

(1) 申込について

申込者は、電話で予約した後、相談日の 1 週間前までに「発達支援教育相談申込カード（様式 1-1）」に必要事項を記入し、当センター発達支援班宛て郵送してください。

なお、様式 1-1 は本要項 P 14 のコピー、又は当センターホームページからダウンロードした様式を使用してください。

(2) 申込先

宮城県総合教育センター 相談支援部 発達支援班

〒981-1217 名取市美田園二丁目 1 番 4 号

TEL 0 2 2 - 7 8 4 - 3 5 6 5（予約の受付時間は午前 9 時から午後 4 時まで）

(3) 相談日時の決定方法

当センターが相談申込者と調整して決定します。

(別表1)

令和8年度 発達支援定期巡回教育相談会場・日時

教育事務所	会場	相談日		時間	
大河原教育事務所	大河原合同庁舎	6月16日(火)	9月9日(水)		
		11月4日(水)	1月26日(火)		
仙台教育事務所	塩竈市公民館	6月23日(火)	8月25日(火)		(1) 10:30 11:50
		10月6日(火)	12月8日(火)		
	利府町 総合体育館	5月28日(木)	7月21日(火)		
		9月25日(金)	11月17日(火)		
北部教育事務所	大崎合同庁舎	5月19日(火)	7月14日(火)		(2) 13:10 14:30
		9月15日(火)	11月10日(火)		
		1月19日(火)	2月24日(水)		
	栗原市 教育研究センター	6月9日(火)	8月5日(水)		
東部教育事務所	石巻市 稲井公民館	5月12日(火)	6月2日(火)	(3) 14:40 16:00	
		7月7日(火)	8月3日(月)		
		9月1日(火)	9月29日(火)		
		10月26日(月)	11月26日(木)		
	1月12日(火)	2月2日(火)			
	登米合同庁舎	6月29日(月)	10月13日(火)		
		12月15日(火)			
気仙沼教育事務所	南三陸町 生涯学習センター	8月18日(火)	10月20日(火)		
		2月16日(火)			

令和8年度 発達支援要請教育相談実施計画

1 内容

保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校及び市町村教育委員会等の依頼により、要請先を訪問し、障害等の実態に応じた教育に関することについて相談を行います。

2 対象者

障害及び発達の遅れや偏りが疑われる幼児児童生徒とその保護者及び教職員等を対象とします。ただし、原則として、事前に発達支援来所教育相談又は発達支援定期巡回教育相談を受けている方が対象となります。

3 相談担当者

当センター指導主事

4 相談日

毎週月曜日から金曜日までとします。ただし、休日（祝日、年末・年始）を除きます。

5 申込方法

(1) 申込について

保育所、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校、市町村教育委員会の長は、電話で仮予約した後、「発達支援要請教育相談について（依頼）（様式2-1）」に必要事項を記入し、当センター所長宛て（発達支援班扱い）郵送してください。

なお、様式2-1は本要項P16のコピー、又は当センターホームページからダウンロードしたものを使用してください。

(2) 申込先

宮城県総合教育センター 相談支援部 発達支援班

〒981-1217 名取市美田園二丁目1番4号

TEL 022-784-3565（予約の受付時間は午前9時から午後4時まで）

(3) 相談日時の決定方法

当センターが要請先機関と調整して決定します。

(様式1-1)

発達支援教育相談申込カード

申込日：令和 年 月 日

宮城県総合教育センター

相談種別	1 来所教育相談	相談希望日時	月 日() 時 分
	2 定期巡回教育相談	対象者の当センターでの相談	1 ある 2 ない
相談申込者氏名		対象者との関係	
連絡先	(自宅・保育所・幼稚園・学校・その他)	来談予定者	
	【電話】 - -		

相談対象者について

ふりがな 氏名		生年月日	平成 令和	年	月	日生 歳)
保護者名		【電話】	-	-		
現住所	〒					
幼稚園・保育所・学校・施設名						
現在の学年等	1 在宅… () 歳児 2 保育所・幼稚園…年長、年中、年少 3 小・中・高等学校…通常の学級 () 年、特別支援学級 () 年 4 特別支援学校…幼稚部、小学部、中学部、高等部 () 年 (2、3、4は該当校(園)種を○で囲んでください)					
相談内容	1 障害に関すること 2 生活に関すること 3 学習に関すること 4 言語に関すること 5 運動に関すること 6 行動に関すること 7 環境に関すること 8 進路に関すること 9 就学に関すること 10 医療に関すること 11 福祉に関すること 12 検査に関すること 13 その他 ()					
相談内容で○を付けた相談項目について具体的に記入してください。						
*相談日時	月 日()	:	*会場		*担当者	

- ① 送付先：宮城県総合教育センター 相談支援部 発達支援班
〒981-1217 名取市美田園二丁目1番4号【相談受付、問合せ：022-784-3565】
- ② 各欄の該当する番号に○印を付けてください。来談予定者欄には、本人との関係も含めて、来談予定者全ての方を記入してください。
- ③ 相談日時等について、当センターから連絡する場合がありますので、「連絡先」欄に例のように記入してください。『例1. 自宅 【電話】 ○○○-○○○○-○○○○』
『例2. ○○小学校(担当者名) 【電話】 ○○○-○○○-○○○○』
- ④ *欄は当センターで記入します。
- ⑤ ご記入いただいた個人情報は、教育相談に関する業務のみに利用いたします。それ以外の目的で利用することはありません。

(様式1-2)

電話で予約してから郵送してください。メール
やFAX送信による申込はできません。

発達支援教育相談（心理検査）申込カード

申込日：令和 年 月 日

宮城県総合教育センター

相談種別	来所教育相談	相談希望日時	月 日() 時 分
相談申込者			対象者との関係
連絡先	(自宅・保育所・幼稚園・学校・その他)	来談予定者	
	【電話】 - -		

相談対象者について

ふりがな 氏名		生年月日	平成 令和	年	月	日生 歳
保護者名		【電話】	-	-		
現住所	〒					
幼稚園・保育所・学校・施設名						
現在の 学年等	1 在宅… () 歳児 2 保育所・幼稚園…年長、年中、年少 3 小・中・高等学校…通常の学級 () 年、特別支援学級 () 年 4 特別支援学校…幼稚部、小学部、中学部、高等部 () 年 〈2、3、4は該当校(園)種を○で囲んでください〉					
検査に加えて相談したい内容があれば、具体的に記入してください。						
*相談日時	月 日()	:	*会場		*担当者	

- 送付先：宮城県総合教育センター 相談支援部 発達支援班
〒981-1217 名取市美田園二丁目1番4号【相談受付、問合せ：022-784-3565】
- 各欄の該当する番号に○印を付けてください。来談予定者欄には、本人との関係も含めて、来談予定者全ての方を記入してください。
- 相談日時等について、当センターから連絡する場合がありますので、「連絡先」欄に例のように記入してください。『例1. 自宅 【電話】 ○○○-○○○○-○○○○』
『例2. ○○小学校(担当者名) 【電話】 ○○○-○○○-○○○○』
- 心理検査当日に検査申請書を記入していただくことになります。本人確認できる身分証明書をお持ちください。また、やむを得ない事情により郵送での検査結果受取りを希望する場合は、簡易書留代(460円：令和8年4月1日現在)をお持ちください。
- *欄は当センターで記入します。
- ご記入いただいた個人情報は、教育相談に関する業務のみに利用いたします。それ以外の目的で利用することはありません。

(様式2-1)

第 号
令和 年 月 日

宮城県総合教育センター所長 殿

在籍校(園)

校(園)長

職印

発達支援要請教育相談について(依頼)

このことについて、下記のとおり申し込みます。

記

対 象 者	ふりがな 氏 名	男・女	生年 月 日	平成 年 月 日 令和 () 歳
	幼稚園・保育所・学校・施設等名 (TEL)		(TEL)	
学 年 ・ 学級等	1 () 歳児			
	2 年少、年中、年長 (○で囲んでください)			
	3 通常の学級 () 年			
	4 特別支援学級 () 年 障害種 ()			
	5 特別支援学校小学部、中学部、高等部 () 年 (○で囲んでください)			
相 談 内 容	(相談したいこと及び要請する事由を具体的に記入してください)			
訪 問 先 及 び 所 在 地				
相 談 希 望 日	年 月 日 () 【 時 分 ~ 時 分 】			
日 程	(当日の予定を記入してください)		相 談 予 定 者	(相談者全員を記入してください)
そ の 他				
*相談実施日	年 月 日 ()			

*欄は当センターで記入します。